

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「水の城下町・白石」の水環境改善プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県，白石市

3 地域再生計画の区域

白石市の全域

4 地域再生計画の目標

白石市は、藩政時代に白石城を中心とし、沢端川をはじめ市街地に網目のように築かれた掘り割りを活用して、水車と清らかな水で「白石温麺」，「白石和紙」，「葛」の「白石三白」の家内工業が起り、城下町として発達したまちであり、市民は身近に水の音を聞いて「水」との密接な関係を持って生活してきた。「水音の響くまち」として先人が築き上げた「水路」と「水の文化」は今日に受け継がれて、市民のみならず訪れる観光客の心を潤すものとして無くてはならないものとなっている。

また、市内を流れる白石川沿いには、国の天然記念物「材木岩」をはじめ、明治の文豪 徳富蘇峰がこよなく愛した景勝「碧玉溪（へきぎょくけい）」，白石川のせせらぎに面した開湯 800 年の歴史を持つ「小原温泉」，市民の憩いの場「白石川緑地公園」及び「白石川斎川桜堤」などが各所にあり、さらに、花火大会、灯籠流しなど伝統行事が行われ、白石川は市民にとって母なる川として歴史、伝統、文化を育んできた重要な財産でもある。

白石市においては、こうした恵まれた良好な環境を将来にわたって保全・創出するために、

- (1) 人と自然が共生できる地域の実現を図るため、人類存続の基盤である環境を将来の世代に継承する。
- (2) 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な地域を構築するため、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に実施する。
- (3) 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより推進する。

これらを基本理念とした「白石市環境基本条例」を平成 7 年 9 月に制定し、この基本理念を実現するために、「水の音とみどりの回廊のまちしろいし」を環境将来像とした「白石市環境基本計画」（平成 21 年度～平成 30 年度）を平成 21 年 3 月に作成し、良好な環境の保全及び創出に関する取組を、市民、事業者及び行政が一体となって進めている。

このような中で、「白石市環境基本計画」の中心的位置を担う白石川は、国土交通省が管理する七ヶ宿ダムの運用により、普段は一定程度の河川流量が確保されているものの、渇水時には、瀬切れの発生や魚類等の生息環境の変化など、流量不足に伴う河川環境の悪化が生じている現状にある。このため、白石市をはじめ地元住民等で構成する「白石川の水環境を考える懇談会」から、安定的な河川流量の確保を強く要請されてきたところである。

しかしながら、七ヶ宿ダムでは、ダム完成後の白石川の流況を、仙南工業用水道等の下流取水水利へのダム補給水が取水地点（支川斎川合流付近）まで常時流下するものとし、それを前提条件として必要な不特定容量（河川流量の不足を補うための容量 80 万 m³）を確保しているため、仙南工業用水道等が未稼働である現在の状況下では、渇水時において必要な河川流量（望ましい流量としてはおおむね Q=4.0 m³/秒）を安定的に確保することが困難な状況にある。

一方、仙南工業用水道は、将来とも需要の見込みがないことから、宮城県の監査等で事業を廃止するよう指摘されていたが、平成 21 年 4 月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行に伴い、公営企業の抜本的改革の推進が求められ、宮城県は行政評価法に基づく公共事業再評価の手續

きを経て、平成22年1月25日に事業の廃止を決定した。これによって、宮城県が工業用水道の水源として七ヶ宿ダムに確保した仙南工業用水道容量460万 m^3 の用途も廃止され、今後、当該容量及びその補給機能は、国土交通省において七ヶ宿ダムの施設及び機能として保全されることとなる。

宮城県は、白石川における河川環境の課題と仙南工業用水道事業の廃止決定を考慮し、七ヶ宿ダムにおいて、当該容量と既存の不特定容量を一体的に運用することで、現状よりさらに河川流量を増加させ、もって地元が期待する白石川の安定的な河川流量の確保の実現が可能と考え、国土交通省に対し必要なダム運用操作について協力を求め、理解を得たところである。

本再生計画は、近年の渇水状況（平成16年（ $Q=2.2 \text{ m}^3/\text{秒}$ ））と「白石川の水環境を考える懇談会」などからの意見を考慮し、白石川蔵本堰堤下流区間における河川流量がおおむね $Q=4.0 \text{ m}^3/\text{秒}$ を下回ると予想された場合、宮城県は国土交通省に対し必要なダム運用操作を要請し、ダム放流量の調整によって当該流量を確保しつつ、河川愛護団体やアダプト制度によって河川の美化活動（みやぎスマイルリバー・プログラム）を実施するボランティア団体など、地域との連携による適切な河川管理等と併せ、良好な河川環境の保全と創出を図るものである。

白石川の安定した河川流量の確保は、国の天然記念物である「材木岩」、景勝地「碧玉溪」、小原温泉、白石川緑地公園など、多くの市民や観光客が訪れる場所に潤いのある河川景観を創出するとともに、白石川から取水する沢端川をはじめとした堀割の安定した水量の確保と水質の改善につながり、これらを観光資源とした白石市の誘客活動によって、観光客数の増加が見込まれる。さらに、市内の親水空間である白石川緑地公園でのイベント開催や公園利用者の増加が見込まれる。

また、白石市は、市民の参加と協力による環境保全に積極的に取り組み、「水の城下町・白石」の水環境改善に向けた地域主体の様々な活動が活発化することで、環境将来像である「水の音とみどりの回廊のまち しろいし」を実現し、観光・交流の促進など持続可能な地域の再生を推進するものである。

(目標1) 白石川におけるみやぎスマイルリバー・プログラム（河川ボランティア）認定団体数の増

■ 白石市の認定団体数 5 団体（平成21年度実績見込み） ⇒ 7 団体（平成26年度目標）

(目標2) 沢端川の水質改善

■ 沢端川のBOD($\text{mg}/1$)の年平均値 2.9 $\text{mg}/1$ （平成19年度） ⇒ 2.0 $\text{mg}/1$ （平成26年度目標）

5 目標達成するために行う事業

5-1 全体の概要

宮城県は、平成21年2月に作成した「一級河川阿武隈川水系白石川圏域河川整備計画」の趣旨を考慮しつつ、七ヶ宿ダムを管理する国土交通省の協力を得て白石川の安定的な流量の確保に努めるとともに、良好な河川空間の保全と創出を図るため、河川堤防や河道の維持など適正な河川管理を実施する。

白石市は、宮城県と連携し、良好な環境の保全及び創造を図るために、平成21年3月に作成した「白石市環境基本計画」に基づき、生活環境の保全、自然環境の保全と創造、環境型社会の構築、市民の参加と協力による環境保全などの基本目標に向かって、個別の施策を市民、事業者及び行政が一体となって公平な役割分担の下に、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組んでいく。

また、関係機関（国、県、市）の連携により、白石川及び白石川を水源とする沢端川などの堀割の水量バランスのとれた流量管理を実施し、市内を流れる豊富で美しい水の保全と観光資源としての利活用を図るとともに、恵まれた水環境を将来に向けて維持するために、市民の「水の城下町・白石」の意識向上を図っていく。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

経済産業省補助対象施設の有効活用【A3004】

(1) 補助対象施設の現状

七ヶ宿ダムは、一級河川阿武隈川水系白石川（宮城県刈田郡七ヶ宿町）に阿武隈川総合開発の一環として、平成3年10月に建設され、洪水調節、かんがい用水、水道用水等の供給や、流水の正常な機能確保などを目的とした、総貯水量1億900万 m^3 の多目的ダムである。

仙南工業用水道事業は、仙南地域における工業用水の供給を目的として、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、柴田町の2市4町を供給対象市町として計画された。

また、その水源確保対策として、宮城県が経済産業省の水源費補助事業により七ヶ宿ダム建設に参画し、工業用水道容量460万 m^3 を確保した。

(2) 転用の必要性

「白石市環境基本計画」の中心的位置を担う白石川は、国土交通省が管理する七ヶ宿ダムの運用により、普段は一定程度の河川流量が確保されているものの、渇水時には、瀬切れの発生や魚類等の生息環境の変化など流量不足に伴う河川環境の悪化が生じているのが現状である。

しかしながら、七ヶ宿ダムに確保されている不特定容量では、渇水時において必要な河川流量を安定的に確保することが困難な状況にある。

このため、白石川の安定的な河川流量の確保の実現を可能とする対策として、仙南工業用水道事業の廃止に伴い工業用水道容量としての用途が廃止された460万 m^3 の容量を、水環境改善のための水源として転用し、七ヶ宿ダムの既存の不特定容量と一体的に運用することが有効である。

これにより、「水の城下町・白石」の水環境改善に向けた地域主体の様々な活動が活発化することで、環境将来像である「水の音とみどりの回廊のまち しろいし」を実現し、観光・交流の促進など持続可能な地域の再生を推進するものである。

(3) 転用の相手方

七ヶ宿ダムを管理する国土交通省

(4) 転用の形態

宮城県は、国土交通省に対価を請求しない（譲渡・無償）

(5) 転用後の施設の目的

白石川における水環境改善のための水源

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 宮城県の取組

イ 白石川の河川管理

宮城県は、白石川蔵本堰堤下流区間における河川流量がおおむね $Q=4.0/\text{m}^3$ 秒を下回ると予想された場合、国土交通省に対し必要なダム運用操作を要請し、ダム放流量の調整によって当該流量を確保するとともに、河川景観や環境保全の観点から、河川愛護団体やアダプト制度によって河川の美化活動を実施するボランティア（みやぎスマイルリバー・プログラム）認定団体等の協力を得ながら除草やゴミ清掃等、適正な管理を行い、不法占用、不法投棄等の早期発見に努める。また、所定の流下能力を確保するため実施する堆積土砂の撤去、立木の伐採等の際においては、瀬・淵や生態系の保全など河川環境に十分配慮する。

さらに、白石市による水辺整備や地元が進める白鳥の来る川づくり、河川ふれあい農園などの取組を積極的に支援する。

ロ 仙南こども自然観察会の開催

仙南地域において、総合的な学習の時間で「環境」をテーマとした学習を予定している小中学校

を対象として、実際に川との触れ合いや環境学習のための出前講座等を実施し、川に関する理解を深め、「自然の大切さを子供たちに実感してもらう」ことを図る。

(2) 白石市の取組

白石市環境基本計画に従って、下記の取組を実施する。

【環境将来像：水の音とみどりの回廊のまち しろいし】

基本目標	個別施策	施策の項目	施策の展開
●生活環境の保全 健康で安心して暮らせるまち	水環境の保全	○生活排水・事業活動に伴う排水対策 ○下水道整備等の推進 ○監視・調査の継続実施	→水質汚濁防止の啓発 →公共下水道の整備・普及、農集排施設の維持管理、合併浄化槽設置補助事業 →水道水源・公共用水域水質検査
●自然環境の保全と創造 緑や水辺と共に快適に暮らせるまち	自然とのふれあい	○自然とふれあう場の保全と創出 ○多様な自然とのふれあい活動の推進	→水辺・河川沿いの遊歩道、親水空間等の保全 →自然観察会、植樹（4万人市民の森づくり）農業（市民農園）体験等の提供
	歴史的・文化的環境の継承	○歴史文化財の保全 ○歴史的・文化的環境とのふれあい創出	→文化財の調査・保全の推進 →身近に歴史や文化に親しむ機会の提供
●循環型社会の構築 ごみを減らし、資源を循環利用するまち	廃棄物の適正な排出と処理	○不法投棄の防止 ○環境美化の推進 ○廃棄物の適正な排出の指導強化	→不法投棄・資源物持ち帰りパトロール監視の強化 →市内一斉クリーン作戦、ペットふんの適正処理啓発 →家庭ごみ・事業ごみの適正な排出の指導
●市民の参加と協力による環境保全 みんなで環境づくりに取り組むまち	環境教育・環境学習の推進	○地域の環境学習の推進 ○小中学校における環境教育の推進 ○環境情報の提供	→環境フェア、環境学習出前講座 →こどもエコクラブへの加入促進、環境家計簿の奨励、市内一斉小中学校ごみ分別学習作戦への支援 →環境白書の発行、ホームページ等の内容充実
	環境保全活動の推進	○市民・事業者の自主的な環境保全活動の推進 ○環境保全活動を通じた各主体間の連携・協力	→市内一斉クリーン作戦 →事業者の環境マネジメント取得の推進 →まちづくり会議リサイクル推進作戦への支援 →環境保全リーダー等育成の推進、環境協定締結の指導、国・県・近隣市町とのネットワーク形成

6 計画期間

認定の日から平成26年度末（平成27年3月末）まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標に掲げた達成状況については、宮城県及び白石市において、それぞれ達成状況の評価を行い、県河川課及び白石市のホームページで公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当なし